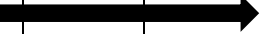


インフルエンザによる出席停止及び再登校について

平素から、本校の教育につきまして、ご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

さて、インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条により出席停止とします（下図参照）。出席停止の期間中は、医師の指示に従って療養してください。欠席扱いにはなりません。

また、病状が回復し登校する際は、**必ず医師からの指示（登校許可）に従う**とともに、下記の「インフルエンザ治癒報告書」に**保護者の方が必要事項を記入し、再登校の際学級担任に提出**してください。

		 発熱	 解熱	 登校可能	 出席停止期間					
		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合									
例2	発症後2日目に解熱した場合									
例3	発症後3日目に解熱した場合									
例4	発症後4日目に解熱した場合									
例5	発症後5日目に解熱した場合									

【出席停止について】

- 学校における感染症の拡大防止を目的とする措置です。
- インフルエンザによる出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則第19条2項)は、「**発病した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、その限りではない。**」とされています。

【保護者記入欄】

記入日 令和 年 月 日

江田島市立江田島中学校 様

インフルエンザ治癒報告書

1 診断型	インフルエンザ 型
2 発熱等の症状が出た日（発症日）	月 日
3 受診した日（診断日）	月 日
4 受診した医療機関名	
5 登校についての医師の指示事項	

上記の通り、医師から集団生活が可能と許可が出ましたので、【 月 日】より登校させます。

生徒名 年 組

保護者名